

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度札幌市社会的養護自立支援事業 支援コーディネーター業務
発 注 課	児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 北翔会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>北海道は、平成30年度から事業を当該法人に委託しており、本市においても、同じ施設に措置された北海道措置児童と札幌市措置児童の取り扱いに差が生じないようにとの観点から、事業開始時の令和元年度から当該法人への委託により事業を実施している。</p> <p>本事業は、令和6年4月施行の児童福祉法改正により制度の変更が予定されているが、本市としては、法改正後も児童に対して遅延なくかつ適切に支援を継続する必要がある。</p> <p>以上からのことから、法改正後も児童への切れ目ない支援を継続するためには、当該事業への深い理解と豊富な経験がある当該法人への委託により事業を実施することが適当であり、選定事業者である当該法人以外の事業者では本業務遂行に必要な条件を満たさないため、業務の性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に、特定随意契約とする。</p> <p>なお、当該法人は札幌乳児院やフォスタリング機関の設置主体でもあり、社会的養護への理解が深く、児童養護施設や里親等とも密接に関わりがあるなど、社会的養護下にある者への支援について豊富な知識・経験を有しており、かつ、過年度の事業実施の内容も適切であったことから、引き続き事業を適切に実施することができると認められるものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）
決 定 日	令和6年3月13日